

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成26年1月30日

徳島市監査委員	久米川 文 男
同	工 藤 誠 介
同	岡 南 均
同	吉 本 八 恵

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 徳島都市開発株式会社 (出資団体)
- 2 対象期間等 平成25年4月1日から10月31日までに執行した当該出資に係る出納その他の事務

3 監査対象団体の概要

目 的 徳島駅前西地区市街地再開発事業により整備されたアミコビルの合理的な管理・運営を行う。

設立年月日 昭和54年3月1日

資本金 1,210,000,000円(徳島市出資比率53.7%)

事務所 徳島市元町1丁目24番地

役員員数 17名(常勤役員3名、社員11名、嘱託等3名)

事業の内容

- ア 不動産の賃貸・仲介
- イ 不動産の維持管理
- ウ 駐車場の管理および運営
- エ 宣伝広告およびその代理業
- オ 金融の斡旋および保証
- カ 損害保険代理業および受託業務
- キ 商品販売促進のための調査・企画および指導に関する業務
- ク その他

決算の状況(第34期 平成24年2月1日~平成25年1月31日)

ア 事業収益	1,873,687千円(前期比	53,659千円	2.8%)
イ 事業費用	1,423,186千円(前期比	1,435千円	0.1%)
ウ 税引後純利益	266,287千円(前期比	31,908千円	10.7%)
エ 利益剰余金当期末残高	1,730,541千円(前期比	246,288千円	16.6%)

## 第2 監査の実施期間

平成25年11月19日から平成26年1月27日まで

## 第3 監査の方法

出資の目的にそって事業が適切に運営されているか、出資に係る出納およびそれに関連する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係社員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

## 第4 監査の結果

徳島都市開発株式会社における出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項は認められなかった。

### [意見]

徳島都市開発株式会社は借入金等多額の債務を有しているが、当初の約定どおり返済が行われておらず、毎年条件変更を行うことにより、長期返済計画に基づいた返済を行うという不安定な状態が続いている。所管部においては、こうした不安定な状態の解消に向け、適正な債務返済が行われるよう、より一層の指導監督を望むものである。